

上三川町人権教育・啓発推進基本計画  
令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度

令和 5 年 2 月  
上 三 川 町

## はじめに

昭和 23 年（1948 年）の国連総会において採択された「世界人権宣言」第 1 条前段には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とあり、日常生活の根本を支える人権は、すべての人間が生まれながらにして有していることとしています。

平成 27 年（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたっております。

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため定められた 17 のゴールは、人権分野の多くに関連し、普遍的なものとして各国で取組がなされ、国際社会全体で、すべての人々の人権が尊重される、心豊かな社会の実現に向けた潮流が高まっています。

しかしながら、部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がい者および外国人等に対する人権問題は未だ存在している状況です。

また、令和 4 年 9 月に実施いたしました、抽出された町民 2000 人を対象とした人権に関する町民意識調査によりますと、回答者のうち半数以上の方がインターネットによる人権侵害に関心があると回答されています。

本町では、2018 年に「上三川町人権教育・啓発基本計画 平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度」を策定し、町民一人ひとりの意識を高め、人権が尊重される住みよいまちを目指し、様々な施策に総合的に取り組んでまいりましたが、このたび、社会の潮流に対応した人権施策を更に推し進めるため、新たに「上三川町人権教育・啓発基本計画 令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度」を策定いたしました。

今後も当計画に基づき、関係機関等と連携を図りながら偏見や差別のない社会の実現に向けて取り組んでまいります。町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、人権問題に関する町民意識調査にご協力をいただいた皆さま、人権施策推進審議会委員の皆さまをはじめ、計画作成にご尽力いただいた皆さまに深く感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月

上三川町長 星野光利



# 目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画策定の背景	1
2 基本計画策定の趣旨	4
3 基本計画の理念	5
4 計画期間	5
5 計画の策定体制等	5
第2章 人権施策の推進に関する基本的事項	6
1 人権教育及び人権啓発	6
第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項	10
1 部落差別（同和問題）	10
2 女性	12
3 子ども	14
4 高齢者	16
5 障がい者	17
6 外国人	19
7 HIV感染者・ハンセン病元患者等	20
8 犯罪被害者等	22
9 インターネットによる人権侵害	22
10 その他の人権問題	23
第4章 基本計画の目標達成に向けて	26
1 基本計画の推進体制	26
2 国・県・他市町・企業等との連携	26
3 基本計画の進行管理及び見直し	26

## 第1章 基本的な考え方

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく町の施策として策定したもので、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、様々な人権問題に対し、総合的かつ効果的な人権教育や人権啓発活動を推進していくための指針となるものです。

### 1 基本計画策定の背景

#### (1) 国際社会の取組

20世紀における二度の大きな戦争を教訓に、国際連合（以下「国連」という。）では、昭和23（1948）年第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。その後、国連では、この「世界人権宣言」をより具体化していくために、昭和40（1965）年の「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和54（1979）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、平成元

（1989）年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等人権に関する数多くの条約が採択されるとともに、人権問題を総合的に調整する「国連人権高等弁務官」や「人権関係諸条約の監視機関」が設置されるなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されてきました。

平成5（1993）年に採択された「ウィーン宣言および行動計画」の中で「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである。」と提唱されたことを受け、平成6（1994）年の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする旨の決議とともに「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められ、各国で行動計画の策定や人権センターの設立等の取組が推進されてきました。

しかしながら、21世紀を迎えた現在においても、依然として人種、民族や宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別等人権を侵害し、生命の危険にまで及んでいる事象が世界各地で発生しています。

国連では、平成16（2004）年に「人権教育のための世界計画」の実施を定めた決議が採択されました。この計画では、数年ごとの段階で領域を定め、行動計画を策定することになっています。第1段階（2005年から2009年まで）では「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあて、第2段階（2010年から2014

年まで)では「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修」に重点が置かれ、第3段階(2015年～2019年)では、最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することに重点が置かれました。現在は第4段階(2020年～2024年)として進められており、「青少年のための人権教育」に重点を置いて、世界各国が計画の実施に取り組んでいます。

## (2) 国内での取組

わが国においては、昭和22(1947)年に「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本理念とする日本国憲法が施行されました。日本国憲法は、人権が憲法によって初めて与えられたものではなく、人間固有の権利であることを宣言し、すべての国民が基本的人権を享有し、永久不可侵の権利として現在及び将来の国民に与えられることを定めています。人権は最大限に尊重されるべきですが、それを主張することによって他人の人権を侵害することは許されません。憲法は、人権を保障するために、国民のたゆまない努力を求めるとともに、社会全体のためにこれを利用する責任があることを定めています。

憲法の第3章は、自由に生きる権利、平等の権利、人間らしく生きる権利等豊富な人権を列挙して保障しています。また、人権を守るために、参政権や請求権が保障されています。

このような情勢を受けて国では、平成7(1995)年に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9(1997)年には、国内行動計画が策定されました。その中では、「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的な推進を図り、もって国際的な視野に立って一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。」と明記されています。

また、人権教育を推進するに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、外国人、HIV感染者等、アイヌの人々、刑を終えて出所した人等の重要課題に積極的に取り組むこととしています。

さらに、平成9(1997)年には、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権擁護に資することを目的にした「人権擁護施策推進法」が施行され、これに基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(諮問第1号)」の答申が出されました。この答申を受け、また国内における人権の諸情勢にかんがみ、平成12(2000)年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推

進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

その他、平成12（2000）年の「児童虐待の防止等に関する法律」、平成14（2002）年の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、平成15（2003）年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」等、人権に関する多くの取組がなされています。さらに、平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

一方、栃木県においては、平成13（2001）年に、国内行動計画に示された基本的考えの趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、家庭、学校、地域社会、企業・団体等様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深めることを基本理念とする「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」が策定されました。さらに平成15（2003）年には、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進にあたっては、県としての人権施策の基本方針を定めることとされており、平成17（2005）年に「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」が策定されました。

さらに、栃木県では平成18（2006）年に策定され、平成23（2011）年及び平成29（2017）年に改訂した「栃木県人権施策推進基本計画」に基づき、様々な人権施策が総合的に推進されてきました。

このように、国内外において人権思想の普及・高揚と人権擁護の具体的な取り組みが21世紀における重要な課題として提起されています。

### （3）本町での取組

本町では、部落差別（同和問題）については、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申の趣旨を踏まえ、昭和52（1977）年から取組を開始し、町行政の緊急かつ最重要課題のひとつとして位置づけ、国、県と連携を図りつつ各種施策を総合的に推進してきました。そのような中、21世紀を人権の世紀と捉え、共生社会を実現するため部落差別（同和問題）を人権問題の中心に位置づけ、人権意識の高

場に向けた取組として人権教育を中心に推進しております。

国内外における人権をめぐる諸情勢にかんがみ、平成14（2002）年には部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に関する施策を総合的かつ効果的に検討・推進するため、平成16（2004）年に「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」を策定しました。また、町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民と行政との信頼関係を深め、開かれた行政を確立する等の目的で、「上三川町情報公開条例」を平成14（2002）年に、さらに町民の個人情報への不適切な取扱いによる権利利益の侵害を防止し、町民の不安を取り除くため個人情報の取扱いの基準を定める「上三川町個人情報保護条例」を平成16（2004）年にそれぞれ施行しました。

さらに、平成28（2016）年には計画期間が10年（平成28（2016）年度から平成37（2025）年度まで）の「第7次総合計画」を策定、10年後の将来像を「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」と定めています。この計画の基本理念の一つである「“協働・自立”のまちづくり」は、「ともに考え、ともに行動する町民と行政との協働のまちづくり」を進めるとともに、これに支えられた地方分権時代の自立したまちづくり、住民自治、人権尊重の地域づくりを進めるものであります。また、将来像を実現するための基本目標の一つである「“コミュニティ・地域力”のまちづくり」では、人権尊重社会の実現に向けて魅力ある講座の開催や児童に対する人権教育の継続など、多岐にわたる人権問題が解消されるよう、あらゆる場を通じ人権教育・啓発を推進するとしております。

## 2 基本計画策定の趣旨

本町では、人権という普遍的文化の構築を目指して、平成24（2012）年に策定した「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、様々な人権施策を推進してきました。しかし、依然として、児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）等、生命や身体の安全にかかわる重大な事件や、偏見から生じる不当な差別等の人権侵害が生じています。また、国際化、少子高齢化、情報化などに伴い、新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきています。

一方では、前述のとおり「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が制定され、今後、人権に関する国内の状況は新たな局面に遷移していく可能性があります。

このため人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民一人ひとりが人間の尊厳について認識し、お互いに理解を持って人権文化の創造を目指し、共に生きることができるとともに、社会を形成する必要があります。平成30（2018）年3月に策定した「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」の推進期間

満了により、「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）増補版」を踏まえ、新たな「上三川町人権教育・啓発推進基本計画」を策定するものです。

### 3 基本計画の理念

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利です。「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法の下に、すべての人々が人権を享有し、不当な差別、その他の人権侵害が行われることなく、自立した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、すべての人々の願いです。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、町民一人ひとりが互いに認め合える人権尊重の精神を育むことが必要不可欠であり、そのためには、生涯を通じて人権尊重に関する意識を醸成すること、そしてまた、そのための機会を与えられることが必要です。

これには、行政はもとより、町民、企業、団体等が協力し合って、取り組むことが求められます。

そこで、本計画では、本町が取り組むべき人権教育・啓発の基本理念や施策の方向性を明示し、町民、企業、団体等とともに人権尊重の社会実現に向けた取組を推進し、人権という普遍的文化の創造を目指すことを基本理念とします。

### 4 計画期間

この基本計画の推進期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

### 5 計画の策定体制等

本計画は、関係団体から推薦された方や学識経験者などによって組織された「上三川町人権施策推進審議会」において調査・審議のうえ、策定しました。また、策定の過程において町民意識の把握を図るため「人権に関する町民意識調査」を行い基礎資料としつつ、庁内の関係所属と連携・審議してまとめました。

## 第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

町民一人ひとりが、人権問題を自分自身の課題として受け止め、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分身につけることができるよう、家庭、学校、地域社会、企業・団体等において人権教育・啓発を推進します。

### 1 人権教育及び人権啓発

#### (1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進方策

##### ① 学校

本町の学校教育では、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に関する差別意識を解消し、人権を尊重する社会の実現を目指す人権教育を推進してきました。しかしながら、いじめなど人権に関わる問題は、まだ後を絶たない状況にあります。

児童生徒一人ひとりが、お互いが大切な存在であることを自覚し、一人の人間として尊重するためには、指導者である教職員の姿勢が重要です。これは、社会教育においても同様であり、教育・啓発に際しては、指導者となる者が自ら人権を尊重する態度を十分に身に付けることが大切です。

また、学校教育における人権教育の基盤となる、児童生徒同士や、児童生徒と教職員及び教職員同士の望ましい関係づくりや、温かくも規範意識がある人権が尊重された雰囲気づくりが大切です。

授業においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じて、人権教育の理念を理解することができるようにするとともに、集団の中で協力しながら共に学び合う学習活動や、社会のあり方を学ぶボランティア活動、高齢者・障がい者との交流活動などを通して、自ら考え、判断して行動することができる機会を意図的に設け、望ましい人権感覚・人権意識の涵養に努めることが大切です。

このような人権教育を積極的に推進するため、教職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図る研修の充実に努めます。

##### ② 家庭、地域社会

家庭や地域は他人を思いやる心や命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に子どもにとっては基本的な生活習慣やルール、マナーを身につけるなど、人格を形成する上で極めて大きな役割を果たします。

家庭や地域においては、大人が日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め公平・公正に行動することを子どもに示していくことが求められることから、

人権尊重の理念に理解を深められるよう、次のア～ウの施策を実施します。また、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩む子どもたちが、いつでも気軽に相談できるよう相談体制を充実します。

#### ア 学習機会・内容の充実

地域社会においては、東館南集会所、中央公民館等の社会教育施設を活用し、町民一人ひとりが生涯にわたって人権に関し多様な学習ができるよう機会を提供するとともに、参加者の学習意欲を喚起する学習方法の改善を図り、人権尊重の理念について理解が深められるように努めます。

#### イ 人権教育に関する指導者の養成

地域社会において、効果的な人権教育・啓発を推進していくために、指導者の養成に努めます。

#### ウ 関係団体との連携及び学習支援

P T Aをはじめとする社会教育団体との連携を深め、人権教育・啓発を推進するとともに、各種団体に対し学習活動の支援に努めます。

### ③ 企業・団体等

企業や団体等は、社会を構成する一員として、その社会的責任を果たすことに、大きな期待が寄せられており、経済活動のグローバル化とともに、世界的基準に照らした企業行動が問われています。このような中で、就職における不公平な採用、男女の雇用機会の不平等など、不平等な処遇に係わる問題が懸念されており、関係者の人権に関する理解が不十分なことが大きな原因の一つと考えられています。

本町では、公正採用選考、男女雇用機会均等の確保、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等による不当な差別のない働きやすい職場環境づくりができるよう、関係機関と協力しながら啓発活動に取り組みます。

## (2) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進方策

「人権が尊重される社会」を実現するために人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員や、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修等の取組が重要になってきます。

### ① 行政職員

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、地方公共団体の責務は「国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」とされています。そのため、あらゆる場において、町民と接することが多い町職員にあっては、一人ひとりが全体の奉仕者として必要な人権感覚を身につけるとともに、自らが実践

者であり啓発する立場であることの自覚が必要です。

プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識のうえに、差別を見逃さない・差別を許さない感性を培い、差別をなくすための行動力を育成するために、人権カレッジ等の研修の内容を充実するとともに、人権に対する理解を深めるため、より一層の啓発を行います。

## ② 教職員・社会教育関係者

学校教育における人権教育の目的は、次代を担う子どもたちに人権尊重の精神の涵養を図ることです。そのためには、教職員が部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に関する基本的認識を確立するとともに、学校教育全体を通じて児童生徒に指導・支援をするための研修の充実を図る必要があります。初任者や転採者など本町に初めて赴任した教職員を対象とした研修や、各学校で人権教育の中核となる人権教育主任を対象とした研修、人権問題の中でも重要課題に関する研修など、様々な研修の充実に努めてまいります。具体的な方法としては、授業研究会を通じた実践的な指導方法の研修やワークショップなど参加体験型の研修、児童生徒が主体性を持ちながら、クラスメイト等と対話を通して協働的に学ぶ学習の研修等の充実に努めます。

また、社会教育指導員や公民館職員等の社会教育関係職員は、地域社会において人権教育を推進する立場にあります。そのために必要な知識と技能を身につけるために、人権にかかわる問題の解決に資することができる人材を育成する研修に積極的に参加します。

## ③ 医療・福祉関係者

医師や看護師などの医療関係者については、医療を通じて社会の発展に尽くすべきものであり、人の生命・健康に直接かかわる中で、患者のプライバシー保護など人権に配慮した態度と行動が特に求められます。

民生委員・児童委員や主任児童委員については、要援護者の私生活に立入り、その一身上の問題に介入することが多々あります。民生委員法第15条には、「個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と規定されており、その職務遂行にあたっては、高い倫理観・道徳観に根ざした人権意識・人権感覚が求められています。

また、要支援・要介護者や障がい者へのサービスの提供など、社会福祉事業を行う事業者や福祉施設の職員は、サービス利用者の生活に直接かかわることが多く、その業務を遂行する中で人権に配慮した行動が求められます。

更に、幼い子どもを預かる保育園において、身近な保育士の姿や言動が子どもに大きな影響を与えることから、保育士は常に自らの人間性や専門性の向上

に努めるとともに、豊かな感性と愛情を持って子どもとかかわらなければなりません。

こうしたことから、医療・福祉関係者については、人権感覚・人権意識の高揚を図ることができる各種講座や講演会などの教育啓発事業に関する情報提供を行い、その活動を支援します。

### 第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

#### 1 部落差別（同和問題）

##### (1) 取組の経緯

昭和40（1965）年、国の同和対策審議会は、内閣総理大臣の諮問に対して「部落差別（同和問題）は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘しています。この答申を受けて昭和44（1969）年7月、10年間の時限法として「同和対策事業特別措置法」が制定されました。同法は3年間延長され、昭和57（1982）年には、5年間の時限法として「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、平成14（2002）年まで、様々な同和対策事業が特別対策として推進されてきました。

その後、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別が今日も存在することを認めただうえで、その解消に関する基本理念が定義されました。

本町では、部落差別（同和問題）の早期解決を図るため、昭和52（1977）年からこの問題を町政の重要課題として位置づけ、生活環境の整備改善をはじめとする各種の事業に積極的に取り組んできました。

学校教育においては、昭和55（1980）年から同和教育研究学校を指定し、実践的な研究を行うなど同和教育の推進に努めながら、各小・中学校における児童生徒の発達段階に応じ、同和教育を重要な柱ととらえて取り組んできました。

また、社会教育においては昭和54（1979）年から「同和教育基本方針」に基づき社会教育関係団体との密接な連携のもとに、社会教育活動のあらゆる機会、あらゆる場を利用して、町民の人権意識の高揚を図るとともに組織的、継続的に学習機会を提供し、社会同和教育を積極的に推進してきました。

##### (2) 現状・課題

これまで、地域住民に対する啓発や教育等様々な面において部落差別（同和問題）対策に取り組んできたところではありますが、結婚問題を中心とした心理的差別はなくなっているとは言えず、インターネットや出版物等を利用した差別情報の掲載等の問題も発生しております。

さらに、部落差別（同和問題）の解決を遅らせている大きな要因に「えせ同和行為」の横行があります。

今後は、これまでの同和教育や啓発活動の成果を活用し、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、部落差別（同和問題）に関する正しい理解を深

めるための教育及び啓発活動に取り組み、差別のない社会を実現することが求められています。

### (3) 施策の基本方向

#### ① 人権尊重の教育の推進

##### ア 学校教育の充実

児童生徒に人権尊重の精神の涵養を図るため、幅広い人権教育を通して部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題について理解し、豊かな感受性や正しい判断力を身につけ、差別のない社会の実現に向けて主体的に行動しようとする実践力を持つ児童生徒の育成に取り組みます。

また、教職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図る研修を充実させるとともに、それを支える研究体制の強化を図ります。

##### イ 社会教育の充実

生涯学習の観点に立ち、町民の部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する学習意欲を喚起するとともに、学習内容・方法の改善、東館南集会所、中央公民館等の社会教育施設における事業の充実を図ります。

#### ② 町民意識の啓発推進

部落差別（同和問題）の解決を自らの課題として、正しく理解し取り組むことができるように啓発活動の充実を図ります。

また、部落差別（同和問題）の早期解決のために、町民一人ひとりが部落差別（同和問題）の不当性を正しく認識し、差別意識の解消が図られるよう、町民等を対象とした講演会・研修会の開催や啓発資料の配布等の啓発活動を通して部落差別（同和問題）についての正しい理解と人権意識の高揚に努めます。

#### ③ 人権に関する意識調査の実施

令和4(2022)年に町が実施した「人権に関する町民意識調査」の結果を見ると、「同和地区の人と親しくつきあうことに抵抗を感じますか」という問いに対し、回答者の半数以上が「抵抗を感じない」と回答している一方、「抵抗を感じる」または「やや抵抗を感じる」と回答した人は約8%を占めており、課題は今も残っています。

人権に対する町民意識の変化を把握することで、課題を洗い出し、人権施策に反映させるために、今後も「人権に関する町民意識調査」を実施します。

#### ④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、「同和は怖い」という誤った意識を植え付けるものです。えせ同和行為排除のため、広報や情報提供などの啓発に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努めます。

## 2 女性

### (1) 取組の経緯

昭和54（1979）年の第34回国連総会で、あらゆる分野において実質的な男女平等を実現するために、女性が、男性との平等を基礎とする人権及び基本的自由を行使し、享受することが出来るよう、女性に同等の権利を確保することを明らかにした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」が採択されました。

平成5（1993）年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、この会議では、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶等がテーマとして取り上げられ、「ウィーン宣言及び行動計画」として採択されました。

平成12（2000）年には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、21世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言及び成果文書」が採択されました。

わが国では、雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するための「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正等国内法の整備を図り、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准しました。

その後、平成6（1994）年に「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8（1996）年には、「男女共同参画推進プラン」が策定されました。平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現に向けて、国・地方公共団体、国民の責務が規定された「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

一方、女性の日常生活の場における人権を守るために、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、平成16（2004）年及び平成20（2008）年に改正され、DVの範囲拡大や保護命令の拡充等が図られました。また、「男女雇用機会均等法」は平成11（1999）年及び平成19（2007）年に改正され、性別を理由にした差別の禁止や、事業主にセクハラ防止に関する措置義務を課すことなどが規定されました。

こうした流れを受け栃木県では、平成15（2003）年に、「栃木県男女共同参画推進条例」を施行し、この条例の理念に基づいた「とちぎ男女共同参画プラン」が策定され、現在は令和3（2021）年に策定された5期計画の期間中です。

また、本県においては、平成28（2016）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定され、本県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。現在は令和3年に策定された2期計画の期間中です。

本町においては、これまでの成果と町の実情を踏まえ、「上三川町男女共同参画計画」を策定し、時代に即した男女共同参画施策の総合的かつ積極的な推進を目指しています。

## (2) 現状・課題

「男女共同参画社会基本法」では、基本理念の最初に「男女の人権の尊重」が掲げられ、更に「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」としています。

しかしながら、法制面での男女共同参画社会づくりに向けた取組が進む一方で、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方は、社会の中で依然として根強く残っており、家庭、職場、地域社会などにおいて、男女差別を生む原因となっていると考えられます。

「女性だから」という理由で、社会参加の機会を奪われたり、就職などの面で不利益を被ったりすることはあってはならないことであり、男性も女性も性別にかかわらず、お互いが人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女の人権に関する一人ひとりの意識を変えていくことが大切です。

また、「女らしさ」「男らしさ」を極端に強調したり、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が、インターネットの普及などによって容易に広がるなど、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。固定的な男女の観念や、異性に対する差別や偏見、性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。）又はセクシャル・ハラスメント等は、許されるものでないことを一人ひとりがよく理解し、お互いを大切に作る心を持ち、健康で自分らしく生きられる社会づくりが必要です。

## (3) 施策の方向

- ① 一人ひとりが人権を守り、個人が尊重され、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していく男女共同参画社会を構築するためには、個人の意識や行動、社会習慣の中に残っている差別や偏見を解消することが重要であり、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発活動を積極的に展開し、人権尊重と男女平等の意識づくりを進めます。
- ② 固定的な性別による役割分担の見直しなど、男性の理解も大切なことから、地域活動において男女が対等な構成員であるという意識の向上を促進するため

に、男女共同参画について男女がともに学習する機会を増やします。

- ③ 家庭は、子どもたちの基本的な生活の場であり、親や家族の意識が子どもに影響を与えることから、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、親や家族の理解や実践を促します。

### 3 子ども

#### (1) 取組の経緯

国連は、昭和34（1959）年に子どもが幸福な生活を送り、必要な権利と自由を享有することができるようにするために「児童の権利に関する宣言」を採択し、昭和54（1979）年を「国際児童年」として、宣言の履行推進を図りました。

さらに、平成元（1989）年には、「児童の権利に関する条約」を採択し、子どもの生存、保護、発達、参加という権利保障の基準を明らかにするとともに、「児童の最善の利益」が考慮されるべきとしました。この条約は、人権条約としては最大の締約国数を有し、我が国も平成6（1994）年に一部を保留して批准しました。

こうした状況を受け我が国では、児童虐待の問題に対応するため、児童に対する虐待の禁止・虐待の防止及び保護に関する措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」を平成12（2000）年に施行しました。その後、急速な少子化の進行に対応するため、平成15（2003）年には、「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」を施行し、平成16（2004）年には、少子化社会対策大綱に基づく「子ども・子育て応援プラン」を制定しました。さらに近年、子どもや若者を取り巻く社会環境の悪化が憂慮され、平成22（2010）年、「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、家庭や学校、職場、地域などが各々の役割を果たし、相互に協力しながら、子どもや若者の育成支援に一体的に取り組むこととしています。本県では、平成13（2001）年の「とちぎ子どもプラン」策定に続き、平成17（2005）年には、子育て環境づくりを総合的に推進するための基本となる「栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）」が策定されました。さらに、基本理念や行動指針を示した「とちぎの子ども育成憲章（平成22（2010）年制定）」を踏まえて、平成23年3月、青少年育成の基本的な考え方や今後の施策の方向性を示した「とちぎ青少年プラン」が策定されました。

本町では、令和2（2020）年に策定した「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭教育の支援、子どもの活動の場の整備、子育て支援の充実等子どもの健全育成を目指し、各種施策を総合的に推進しています。

#### (2) 現状・課題

社会の変化や価値観の変遷等により、家庭と地域の教育力の低下が危惧される

中、社会を取り巻く環境は複雑化し、子どもたちの健やかな成長に対して社会が果たす役割は多様化しています。また、情報化が進む中で、子どもたちは様々な情報から影響を受けやすい環境にあり、規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化に拍車がかかっています。今後、社会は益々激しい変化を遂げることが予想される中で、子どもたちは、このような社会を生き、担うために、「豊かな人間性」をしっかりと身につける必要があります。令和4（2022）年に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果では、子どもたちの仲間はずれに、約5人のうち4人が関心を寄せています。また、いじめや非行、その他の問題行動など、子どもの健やかな成長を阻害する要因を根絶することも求められており、学校や行政機関など様々な組織が情報を共有し、家庭や地域と連携して対策を講じるなど、社会全体での取組が必要です。

一方、子どもの人権に関する国際的な動きとして、ほぼすべての国と地域が締結している「児童の権利に関する条約」があげられます。この条約は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行ったもので、世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。学校教育では、日本国憲法に定められている「基本的人権」や「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）について学習し、児童生徒一人ひとりの個性が尊重されることが重要なことについて理解するなど、お互いの基本的人権に十分配慮することを学習しています。

また、家庭における子どもの人権問題として、児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の発生防止に向けた早期発見・早期対応、更には保護・自立に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。こうした中、本町においては「上三川町要保護児童対策地域協議会」を設置し、「要保護児童の早期発見及び保護並びに要支援児童の適切な支援」「子ども等の安全の確保」に取り組み、児童虐待の防止に努めています。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るための運動を展開しており、本町でも集中的な広報・啓発活動を実施しています。

近年では、子どもの貧困についても社会的問題となっています。貧困の状況にある子どもの健全育成のための環境を整備するため、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されましたが、平成30（2018）年の国民生活基礎調査の結果によると、「子どもの貧困率」は13.5%で、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率」は48.1%です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、総合的な対策が求められてい

ます。

### (3) 施策の方向

- ① 子どもの「豊かな人間性」をバランスよく育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、学校教育の充実を図ります。
- ② 子どもたちを取り巻く諸問題の解決に向けて、学校や行政機関など様々な組織が情報を共有し、家庭や地域が相互に連携を強め、社会全体で取り組むことができるように進めます。
- ③ 幼児期の保育においては、子どもがのびのびと生活し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うことを目標とします。
- ④ 子どもの虐待防止のための情報提供・啓発活動に努めます。
- ⑤ 児童相談所などの関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談員による児童虐待に関する相談、指導を行います。
- ⑥ 貧困が子どもの将来を左右することなく、また、次の世代に貧困が連鎖することのない社会を実現するため、子どもを取り巻く関係機関が垣根を越えた連携を図り、社会全体が子どもの育成を支える体制づくりを推進します。

## 4 高齢者

### (1) 取組の経緯

高齢者保健福祉施策の充実については、平成元（1989）年に策定された「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」や、平成6（1994）年に見直しをした「新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン）」により高齢化社会により生じる諸問題についての施策を推進してきました。また、平成7（1995）年に、「高齢社会対策基本法」を施行するとともに、平成13（2001）年には「高齢社会対策大綱」が策定されました。さらに、平成17（2005）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

高齢者の生活を支える介護保険制度については、平成12（2000）年に介護保険法が施行された後、複数回の改正を経て現行法では地域包括ケアシステムの構築や費用負担の公平化等、時代に応じた課題解決のため方策が掲げられています。

本町では、令和3年（2021）年に策定した「第8期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるまちを目指し高齢者施策を推進しています。

### (2) 現状・課題

本町の総人口は、令和4（2022）年10月1日現在約30,957人ですが、第8期上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、令和7（2025）年に30,881人、令和22（2040）年には28,520人に減少し、年齢別に見ると、年少人口（14歳以下）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が一層進行すると想定されています。

このような地域社会の状況を踏まえ、高齢者を社会の一員として包み支えあい、すべての町民が尊厳をもって自立できる社会を構築することが求められています。

また、高齢者を高齢者が介護する、いわゆる老老介護の増加が見込まれるため、介護疲れなどのストレスから、虐待や自殺につながるケースを未然に防ぎ、すべての高齢者が人間としての尊厳を持ち、笑顔で生活できる社会を築く必要があります。

### (3) 施策の方向

- ① 高齢者が人間として尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、認知症など的高齢者とその家族を支援し、高齢者介護に関する知識の普及・啓発に努め、広く町民の理解と協力を求めます。
- ② 地域包括ケアシステムを構築し、ネットワークづくりを推進します。医療・介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に受けられる体制づくりに努め、高齢者及びその家族が安心して地域生活を続けられる社会を目指します。
- ③ 認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者に対して、介護・福祉サービスを適切に提供したり、日常的な金銭管理・財産管理、消費者被害の防止、高齢者に対する虐待の防止・早期発見など、権利を擁護する相談・支援を行います。

## 5 障がい者

### (1) 取組の経緯

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマとして、昭和56（1981）年を「国際障害者年」と定め、その取組を引き続き行うため昭和58（1983）年から平成4（1992）年までの10年間を「国連・障害者の10年」とし、「障害者に関する世界行動計画」が策定されました。「国連・障害者の10年」最終年には、アジア太平洋地域において障がいのある人への認識を高め、域内障がい者施策の水準の向上を目指し「アジア太平洋障害者の10年」を宣言しました。さらに平成14

(2002)年の第58回総会において、同宣言を平成24(2012)年まで10年間延長しました。

また、平成13(2001)年の国連総会において、メキシコが提案した「障害者権利条約」決議に基づき、障害者権利条約に関する国連総会臨時委員会(アドホック委員会)が設置され、8回の審議の後、平成18(2006)年の国連総会本会議において、「障害者権利条約」が採択されました。我が国では、平成19年9月に条約に署名し、平成26年1月に批准しました。

国内では平成5(1993)年に「障害者基本法」を施行し、平成16(2004)年の改正により障がい者を理由とする差別の禁止が法に明記されました。

生活支援においては、平成15(2003)年にそれまでの措置制度にかわり、障がい者自らが福祉サービスを選択できる「支援費制度」が発足し、平成18(2006)年からは、より制度の安定を図るため「障害者自立支援法」が施行され、新しい体系のもとサービスの提供が行われるようになりました。その後「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの提供体制の整備が図られています。

本町では、平成29(2017)年3月に「第2次上三川町障害者基本計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成17

(2005)年施行の「発達障害者支援法」に基づき、平成18年度から、幼稚園、保育園に在籍の年中児に対し発達相談を行い、発達障がい児の早期発見・支援に努めています。

また、各種障がい福祉サービスについての目標量やその確保の方策を定め、障がいのある方との共生社会の理念の実現を目的とした「障がい福祉計画」を策定しており、令和3(2021)年10月には新たに第6期計画を策定しました。

## (2) 現状・課題

障がい者は物理的・社会的な障壁が多いため、自立と社会参加が阻まれることがあります。また、十分な自己決定や意思表示が困難な障がい特性を持つ方の場合、支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭搾取といった悪質な権利侵害の防止・救済など権利擁護の強化が必要となっています。近年では、平成28

(2016)年に神奈川県相模原市の障がい者施設で起こった殺傷事件や、平成29(2017)年に宇都宮市の障がい者施設職員による利用者への暴行事件が起こったことで障がい者虐待防止への関心が高まっています。

障がい者に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状に対する理解不足が起因することが多くなっています。障がいの有無にかかわら

ず、ともに生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障がいや障がい者に対する理解を深めることが重要です。

### (3) 施策の方向

- ① 障がいや障がい者について町民の理解を深め、障がい者が安心して地域で生活を営むことのできるよう、地域住民同士が交流する機会の促進や広報啓発活動を推進し、障がいに対する偏見や誤解を解消し、正しい理解を目指します。
- ② 障がい者の権利を擁護する成年後見制度やとちぎ権利擁護センターあすてらす等の周知・普及を図るとともに、その利用を支援します。また、虐待の疑いを発見した場合は速やかに町への通報義務があることの周知を徹底し、虐待防止を社会全体で促進する気運を高めていきます。

## 6 外国人

### (1) 取組の経緯

人種や民族に対する差別は、「国連憲章」や「世界人権宣言」に謳われている人間の尊厳や権利についての平等を否定するものです。国連では、昭和40（1965）年の第20回総会で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択しました。この条約では国際連合憲章と世界人権宣言の精神に基づき、「あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実践的措置の実現」を当事国に求めています。

名実ともに国際化時代を迎え、これに伴い在留する外国人が増加している状況を踏まえ、我が国では、平成7（1995）年この条約の締約国になりました。

また、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的な発言であるヘイトスピーチについて社会的関心が高まる中で、平成28年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

### (2) 現状・課題

日本の在留外国人数は令和3（2021）年末現在で276万635人となり過去最高を記録しました。栃木県における外国人住民の数は、令和3年末現在で42,430人のぼり、県の総人口に占める割合は約1.5%となっています。

本町における外国人住民の数は、令和4（2022）年10月1日現在で433人となり、町の総人口に占める割合は約1.4%で、県全体と比較するとやや低い割合ではありますが本町にも多くの外国人が住んでいます。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるもの

を除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障していると解されます。しかしながら、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる外国人に対する偏見や差別意識が存在し、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。

### (3) 施策の方向

- ① 国際理解教育の推進を図ることにより、寛容な心と広い視野を持つ国際感覚が豊かな児童生徒を育てます。
- ② 在住外国人が暮らしやすい環境づくりのため、生活にかかわる各種情報提供や相談・支援を行います。

## 7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者・新型コロナウイルス感染者等

### (1) 取組の経緯

エイズは、昭和56（1981）年に世界で最初の症例が報告されて以来、世界的な広がりを見せました。HIVとはエイズを引き起こすウイルスのことで、HIVに身体の免疫力が破壊され本来自分で抑えることのできる病気を発症するのがエイズです。当初は治療法がなかったため病気の恐ろしさのみが強調して伝えられ、日常生活の中で感染することはないにもかかわらず、人々に誤解や偏見が生じました。世界保健機関はエイズに関する理解促進のため、昭和63（1988）年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、啓発活動の実施を提唱してきました。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、現在では治療法も確立し治すことができる病気となりました。また、遺伝病でないことも判明しています。しかし、かつては感染力が強く遺伝性があり不治の病と考えられていたため、昭和6（1931）年以降患者は療養所に強制隔離されました。その後、平成8（1996）年に隔離政策は終わりを迎えたが、長期間にわたり一般社会から隔離されていた方々の社会復帰は難しい状況でした。

このような状況の下、令和元（2019）年には、ハンセン病元患者の家族に対する国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は元患者の家族側勝訴の判決を下しました。これに対し、国は控訴せず、内閣総理大臣談話を発表するとともに「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び健康増進等の措置が図られつつあります。

また、令和2年1月に国内で初の感染者が確認された、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷等が社会問題となりました。

## (2) 現状・課題

エイズ患者数及びHIV感染者数を合わせた年間新規報告数は平成25年をピークとして減少傾向しており、ハンセン病療養所と関係施設への栃木県出身の入所者は、令和3年5月1日現在、12人となっております。

H I Vやハンセン病は日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても適切な治療で確実に治すことができます。H I Vは感染してもすぐに発症することはなく、感染を早期に発見すれば治療薬で発症を抑えることもできます。

しかし、病気に対する正しい認識や理解不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。その結果、医療現場における診療拒否や無断検査のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否等、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。患者や感染者だけでなくその家族にも差別が及ぶことがあり、プライバシー保護に配慮することも重要です。

新型コロナウイルス感染症は、世界的流行となり、感染の拡大とともに、感染者や医療従事者及びその家族・関係者に対する偏見や差別、誹謗中傷等が、全国的に問題となりました。

令和2(2020)年2月に県内での初の感染者が確認され、8月には、県と共同で「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行い、栃木県や法務局、関係団体等との連携・協力を図りながら、差別的行為等が行われないよう啓発活動等に取り組んでいます。

令和3(2021)年2月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、差別的取扱い等の防止に関する規定が追加されました。

## (3) 施策の方向

エイズ患者・H I V感染者に対する誤解・偏見・差別の解消のため、啓発活動に取り組むほか、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育（性教育）を推進し、正しい知識の普及を図ります。

ハンセン病に対する誤解・偏見・差別の解消のため、ハンセン病の正しい知識の普及を図るための啓発活動に取り組みます。人権に配慮した治療体制の整備や適切な相談体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症や、今後新たに人権問題になり得る感染症においては、感染や差別事案の状況等を注視しながら感染者等の人権の尊重と差別の解消に向け、正しい知識の普及、教育・啓発その他必要な対策を行っていきます。

## 8 犯罪被害者等

### (1) 取組の経緯

平成17（2005）年、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」が施行され、この基本法の理念を具体化した、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

栃木県では、法施行と同時に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、平成22（2010）年には個別具体的施策を掲げた「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」が策定されました。

本町では、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### (2) 現状・課題

犯罪被害者及びその家族（犯罪被害者等）は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的なショックによる心身の不調や、犯罪被害により生計維持者を失うなどの生活上の問題などを抱えています。また、マスメディアにより犯罪被害者等のプライバシーに関することが公にさらされ、私生活の平穏が保てなくなる事例も生じています。

犯罪被害者等が受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営んでいけるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが求められます。

### (3) 施策の方向

警察などの関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、支援体制の強化を図ります。

また、犯罪被害者等支援の重要性を周知し、犯罪被害者等が安心して暮らしていけるよう社会全体で犯罪被害者等を支える環境整備に努めます。

## 9 インターネットによる人権侵害

### (1) 取組の経緯

高度情報社会のめざましい発展により、インターネットは誰でも情報が発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及しています。

その反面、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できる面があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現や、個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなど、人権にかかわる問題が発生しています。

## (2) 現状・課題

インターネットの普及に伴い、ホームページや電子掲示板等を利用した誹謗中傷など、匿名性が高く、発信者を特定できない情報発信による人権侵害が発生しています。より円滑に被害者救済を図るため、プロバイダ責任制限法が改正され、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの制度的見直し等を行うこととされました。

また、電気通信事業者団体が、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受けて、平成29年（2017）年3月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改訂するなど、事業者団体によるインターネット上の誹謗中傷に対する自主的な取組等も行われています。

また、インターネット利用者の低年齢化が進み、インターネットを通じて青少年が事件等に巻き込まれ、被害者や加害者となる問題が発生しています。

その要因の一つとして、携帯電話等のフィルタリングサービス利用率の低迷があったことから、平成30（2018）年2月、国において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が改正されたのを受け、栃木県においても同年4月に栃木県健全育成条例が改正され、青少年へのフィルタリングサービス普及について強化が図られています。

誰もが簡単に情報を発信できるインターネットは、安易に利用しがちですが、発信した先には世界中の人々が閲覧可能であり、人権問題を含め、そこには様々な問題が生じていることを認識したうえで、利用する必要があります。また、インターネットを介した犯罪が数多く発生する中、早い時期から情報リテラシー（情報を使いこなす力）を身に付けるための教育が重要です。

## (3) 施策の方向

- ① 児童生徒には、学校教育をはじめとする様々な機会を通じて、情報の収集・発信に関する正しいルールやマナーを理解させ、情報モラルを醸成する教育の充実を図ります。また、インターネット等による差別事象やプライバシーの侵害について理解させるとともに、人権擁護の実践力を育てます。
- ② 法務局や県、その他関係機関と連携してインターネット等の危険性、有害性に関する啓発活動を推進します。

## 10 その他の人権問題

### (1) アイヌの人々

アイヌの人々は北海道とその周辺地域に先住していた民族であり、自然と共生

する生活の中で、固有の言語、伝統的な儀式、祭事や多くの口承文化等独自の文化を持っています。

しかし、近世以降の同化政策等により、今日では十分な保存や伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉政策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、いまだ格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別が存在することも事実です。

平成9（1997）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されています。また、令和元（2019）年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国の責務等が定められました。こうした状況を踏まえ、本町においても正しい知識の普及・啓発に努めます。

## (2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも偏見や差別が根強く、社会復帰が困難な状況にあります。刑を終えて出所した人が再び地域での生活に戻るためには、就職や住居の確保において差別を受けることがないように、地域住民の深い理解を得ることが不可欠です。

更生に向けた本人の強い意志を支援するため、社会復帰に資するための環境整備につながる啓発活動を進めます。

## (3) 性的指向・性自認にかかわる人権問題

令和2（2020）年に国によって制定された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、性的志向・性自認に関する侮辱的言動等が、精神的な攻撃としてパワーハラスメントに該当し得ることが明記されました。

また、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-11）」では、性同一性障害が「精神及び行動の障害」から除外されました。

このように性の多様性について国際的にも理解が進み、社会的にも受け入れられやすい体制づくりが進められていますが、偏見や差別をなくすよう、町としても啓発活動や学校教育を通して性の多様性への理解促進に取り組みます。

#### (4) ホームレス

ホームレスに対する偏見や差別から、ホームレスへの嫌がらせや暴行事件等が発生しています。

ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立促進やホームレスに対する偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組みます。

#### (5) 拉致問題等

平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は我が国における重要課題のひとつとして国民一人ひとりがその解決に向けて取り組むべきものとなっています。

この問題についての現状を正しく認識し高い関心を持つことで、課題解決に向けた町民意識を維持できるよう啓発活動を続けます。

#### (6) 災害に伴う人権問題

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で、高齢者および障がい者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するとともに、避難者一人ひとりの特性に対応した避難所運営がされるよう支援をしていく必要があります。

また、令和2（2020）年5月に、国において策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」では、男女共同参画の視点を取り入れ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮した災害対応が求められています。防災や復旧・復興等における意思決定過程に女性の参画を促進していく必要があります。

災害時に、高齢者および障がい者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するため、避難行動要支援者名簿の整備および定期的な見直しを進めます。

また、男女双方の視点による防災活動および避難所の運営が行われるよう、女性の参画促進および自主防災組織での女性リーダーの育成に努めます。

これらの人権問題や今後、社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めます。

## 第4章 基本計画の目標達成に向けて

### 1 基本計画の推進体制

この基本計画の実施にあたっては、人権尊重の理念に関する町民の理解を深めるため「上三川町人権施策推進審議会」の下、庁舎内の関係各課相互の連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

### 2 国・県・他市町・企業等との連携

人権教育及び人権啓発を効果的に推進し、基本計画を実効あるものとするためには、国・県及び他市町や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等との緊密な連携が必要不可欠であり、相互の協力体制の強化に努めます。

### 3 基本計画の進行管理及び見直し

この基本計画については、定期的に進行管理を行い、国・県等の動向を踏まえ必要に応じ見直しを行うものとします。

上三川町 健康福祉課

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

電話番号 0285(56)9128

FAX番号 0285(56)6868